

第 797 回 通関協議会(本関地区)

1. 日 時 令和 8 年 5 月 13 日(水)11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関本関 7階大会議室

3. 議 題

【議題1】「令和8年「春期取締強化期間」における協力依頼について」【資料1】

(業務部 管理課)

【議題2】「予備審査制を利用したマニフェスト等による輸入申告の審査区分の通知時期の変更について」
【資料2】

(業務部 通関総括第1部門)

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 798 回通関協議会は、令和 8 年 6 月 9 日(火)11:00 の開催を予定しています。
場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

2026年5月13日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部管理課

令和8年5月

横 浜 税 関

令和8年「春期取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税関では不正薬物、銃器、金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり「春期取締強化期間」を設定し、水際での取締りを強化することとしております。期間中、税関検査等の頻度が増加いたしますが、趣旨をご理解いただき、取締り及び検査強化へのご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶及び取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の連絡先までご提供頂きますようご協力をお願いいたします。

記

春期取締強化期間：令和8年5月12日（火）～令和8年5月26日（火）

以下の事例等がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・ 乗組員が埠頭内で第三者と荷物の受け渡しをしていた。
- ・ コンテナに不自然な補修跡がある。
- ・ 品名と合致しない梱包状態の貨物がある。
- ・ 配送先がホテル客室、空き家等である。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。等

フリーダイヤル シロイクロイ

○密輸ダイヤル（24時間受付） **0120-461-961**

○メールアドレス

E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



メールアドレス

○税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

<https://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



密輸に関する情報提供

令和8年
春期取締強化!




実施期間


5月12日(火)～5月26日(火)

通報・情報提供のお願い

- ▶ コンテナに不自然な補修跡がある
- ▶ 品名と合致しない梱包状態の貨物がある
- ▶ 配送先がホテル客室、空き家等である

税関HP 
「密輸に関する
情報提供」



税関密輸
ダイヤル 

0120 - 461 - 961
シロイ クロイ
※24時間受付※

メール 

yokohama-mitsuyu
110@customs.go.jp



予備審査制を利用したマニフェスト等による輸入申告の 審査区分（税関検査の要否）の通知時期の変更

マニフェスト等による輸入申告（マニフェスト申告）において、不適正な利用が散見されています。特に、予備審査制を利用する際に通知される審査区分（税関検査の要否）の通知を悪用し、輸入貨物の審査・検査の要否を確認したうえで、不正な貨物を発送・輸入する重大な事案も発生しています。税関は、迅速な通関の実現のみならず、より一層厳格な水際取締りに取り組んでいく必要があるため、輸入通関における簡易性・迅速性の提供対象となる者の見直しを行うこととしました。

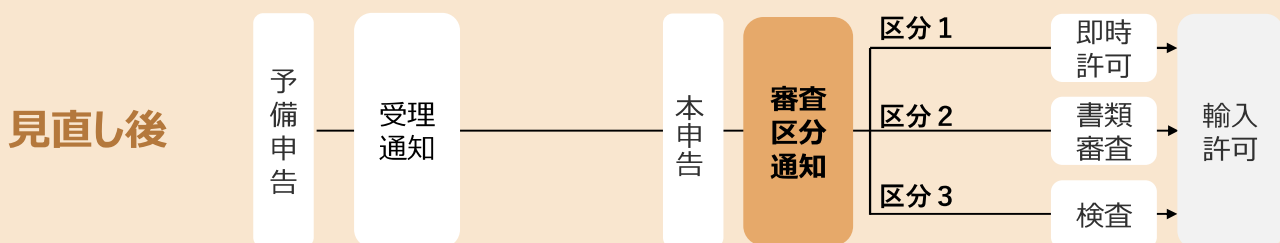
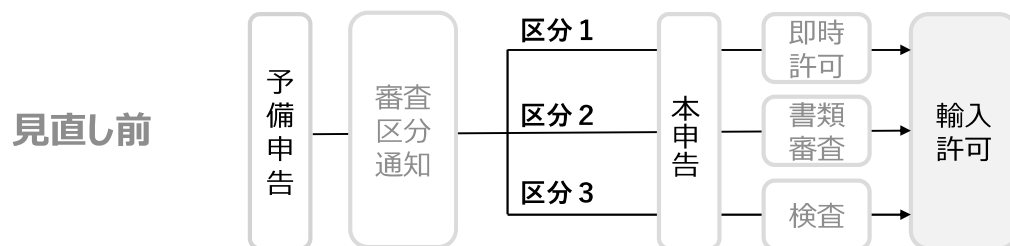
変更点（令和8年7月1日以降実施）

- 予備審査制を利用したマニフェスト申告の審査区分（税関検査の要否）の通知が、**本申告時**になります
- AEO輸入者（特例輸入者）、AEO通関業者（認定通関業者）及び税関長が適当と認める者を除く**全ての輸入者・通関業者**が対象です



予備申告前に、予備申告しようとする貨物の情報（事前情報）をNACCSにより提供できると認められる者で、AEO輸入者・AEO通関業者の承認・認定が見込まれる者を指します。その他、現在の通関業務における輸入申告の誤りの発生状況、通関業法に基づく質問又は検査の結果も考慮します。

予備審査制を利用したマニフェスト申告のフロー



今後とも適正な輸入通関の実施にご協力ください。あわせて、AEO制度の利用をご検討ください。

